

令和3年3月11日

宮崎県・市町村被災者生活再建支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 公益財団法人宮崎県市町村振興協会は、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号。以下「支援法」という。）が適用された自然災害により被災した世帯の生活の再建を支援するために、被災市町村に対し、宮崎県・市町村被災者生活再建支援金（以下「支援金」という。）を交付するものとし、その交付については、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自然災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害をいう。
- (2) 被災世帯 被災者生活再建支援法施行令（平成10年政令第361号。以下「施行令」という。）第1条各号に規定しない自然災害により被害を受けた世帯をいう。
- (3) 基礎支援金 住宅の被害程度に応じて交付する支援金をいう。
- (4) 加算支援金 住宅の再建方法に応じて交付する支援金をいう。

(支援金の交付対象市町村等)

第3条 支援金の交付対象市町村は、施行令第1条各号に定める自然災害に該当しない区域に居住しているため支援法に基づく支援金の支給対象とならない世帯に対して、支援金の支給を行う県内市町村とする。

2 前項の支援金の支給対象世帯は、自然災害により被害を受けた次に掲げる世帯とする。ただし、施行令第1条第1号、第2号及び第4号から第6号までに規定する自然災害が発生した市町村に生活の本拠がある世帯を除く。

- (1) 当該自然災害により居住する住宅が全壊した世帯
- (2) 当該自然災害により居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯
- (3) 当該自然災害により火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯
- (4) 当該自然災害により居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であつて、構造耐力上主要な部分として建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第3号で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（(2)及び(3)に掲げる世帯を除く。以下「大規模半壊世帯」という。）

- (5) 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（(2)から(4)までに掲げる世帯を除く。以下「中規模半壊世帯」という。）

（支援金の交付額等）

第4条 支援金の交付額は、次に定めた方法により算出された額の合計額とする。

- (1) 自然災害発生時において、その属する者の数が2以上ある被災世帯（以下「複数世帯」という。）の世帯主に対する支援金の支給額について、基礎支援金については別表第1の、加算支援金については別表第2の区分に基づき定める額とする。
 - (2) 前号の規定にかかわらず、被災世帯が、別表第2の区分のうち2以上に該当するときの当該世帯の世帯主に対する加算支援金の支給額は、各区分に基づき定める額のうち最も高いものとする。
 - (3) 自然災害の発生時においてその世帯に属する者の数が1である被災世帯については、別表第1及び第2の各該当欄の金額に $3/4$ を乗じた額とする。
- 2 支援金支給の申請は、被災世帯の世帯主（特段の事情がある場合の、当該世帯主に準ずる者を含む。）が、市町村に行うもので、次の期間において市町村に申請されたものを交付対象とする。
- (1) 基礎支援金
自然災害の発生した日から起算して、13月を経過する日まで
 - (2) 加算支援金
自然災害の発生した日から起算して、37月を経過する日まで
- 3 住宅の被害認定は、「災害の被害認定基準について（平成13年6月28日付け府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」（統一基準）により、市町村が行うものとする。

（支援金の交付の申請）

第5条 支援金の交付の申請をしようとする市町村は、支援金交付申請書（別記様式第1号）を理事長に提出しなければならない。

- 2 支援金の交付の申請は、市町村に提出された支援金支給申請書の写しのほか、別表第3に掲げる書類を添付しなければならない。

（支援金の交付の決定）

第6条 理事長は、支援金の交付の申請があった場合において、その内容を審査し、支援金の交付を行うことを決定したときは、その決定の内容及びこれに付した条件を、支援金交付決定通知書（別記様式第2号）により市町村長に通知するものとする。

- 2 理事長は、支援金の交付を却下したときは支援金交付却下決定通知書（別記様式第3号）により市町村長に通知するものとする。

- 3 前2項の審査に当たっては、宮崎県・市町村災害時安心基金運営委員会（以下「運営委員会」という。）に諮り、その決定を尊重しなければならない。

(申請の取下げ)

第7条 支援金の交付の申請をした市町村は、前条の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る支援金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、支援金の交付決定の通知を受けた日から起算して10日を経過した日までに、申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る支援金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(変更交付申請)

第8条 支援金の交付の申請をした市町村は、第6条の規定による通知を受けた場合において、交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して変更交付申請を行う場合には、支援金変更交付申請書(別記様式第4号)を理事長に提出しなければならない。

(事情変更による決定の取消し等)

第9条 理事長は、支援金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により市町村が支援事業の全部又は一部を実施できなくなった場合には、支援金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

2 前項の取消し又は変更に当たっては、運営委員会に諮り、その決定を尊重しなければならない。

(支援事業の遂行等)

第10条 市町村は、この要綱の定め及び支援金の交付の目的、決定の内容並びにこれに付した条件その他この要綱に基づく理事長の処分に従い、善良な管理者の注意をもって支援事業を行わなければならない。いやしくも支援金の他の用途への使用をしてはならない。

2 市町村は、次の各号の一に該当する場合は、あらかじめ理事長に報告してその指示を受けなければならない。

- (1) 第5条の規定により理事長に提出した書類の内容を変更しようとするとき
- (2) 支援事業を中止し、又は廃止しようとするとき
- (3) 支援事業の遂行が困難となったとき

(状況報告)

第11条 理事長は、市町村に対し、支援事業の遂行状況に関する報告を求めることができる。

(実地調査)

第12条 理事長は、必要に応じて支援事業等の遂行状況を実地に調査することができる。

(支援金の交付方法)

第13条 この支援金は、概算払により交付することができる。

- 2 市町村長は、支援金の交付を受けようとするときは、支援金請求書（別記様式第5号）を理事長に提出しなければならない。

（実績報告）

- 第14条 市町村長は、支援事業が完了したときは、支援金交付実績報告書（別記様式第6号）に理事長の定める書類を添えて、事業の完了の日から起算して30日を経過した日までに、理事長に提出しなければならない。

（支援金の額の確定等）

- 第15条 理事長は、前条の規定による報告を受けた場合において、報告書等の書類の審査等により、当該支援事業の成果が支援金の交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき支援金の額を確定し、その旨を当該市町村長に支援金交付確定通知書（別記様式第7号）により通知する。
- 2 前項の審査に当たっては、運営委員会に諮り、その決定を尊重しなければならない。

（支援金の交付決定の取消し等）

- 第16条 理事長は、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合には、市町村に対し、交付金の交付の決定の全部又は一部を取消し、又は変更することができる。
 - (1) 当該市町村が、この要綱又はこの要綱に基づく条件若しくは理事長の決定に違反したとき
 - (2) 支援金の受給者が、偽りその他不正の手段により支援金の支給を受けたとき
- 2 前項の取消しに当たっては、運営委員会に諮り、その決定を尊重しなければならない。
- 3 第1項の規定は、交付すべき支援金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 4 前項の規定により、支援金の交付の決定の全部又は一部を取消した場合は、理事長は、支援金交付決定取消通知書（別記様式第8号）により市町村長に通知するものとする。

（支援金の返還）

- 第17条 理事長は、前条の規定により支援金の交付の決定の全部又は一部を取消した場合において、既に当該取消しに係る部分に対する支援金が交付されているときは、期限を付して当該支援金の全部又は一部の返還を請求するものとする。
- 2 理事長は、市町村に交付すべき支援金の額を確定した場合において、既にその額を超える支援金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分を返還させるものとする。
- 3 前項の規定により、当該支援金の全部又は一部の返還を請求する場合、理事長は、支援金返還請求書（別記様式第9号）により市町村長に通知するものとする。

（支援金の返還の期限の延長等）

- 第18条 理事長は、前条第1項の返還の命令に係る支援金の交付の決定の取消が第16条第1項第2号の規定によるものである場合において、やむを得ない事情があると認め

るときは、返還の期限を延長し、又は返還の命令の全部若しくは一部を取り消すことができる。

- 2 支援金の返還の期限の延長又は返還の命令の全部若しくは一部の取消は、当該市町村長の申請により行うものとする。
- 3 当該市町村は、前項の申請をしようとする場合には、申請の内容を記載した書面に、支援金の返還を困難とする理由その他参考となるべき事項を記載した書類を添えて、これを理事長に提出しなければならない。
- 4 第1項の審査に当たっては、運営委員会に諮り、その決定を尊重しなければならない。

(加算金及び延滞金)

第19条 理事長は、第16条の規定により支援金の交付の決定の全部又は一部を取消した場合において、当該市町村長に対し交付した支援金の返還を請求したときは、その請求に係る支援金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該支援金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した加算金の支払を請求することができる。

- 2 理事長は、当該市町村長に対し交付した支援金の返還を請求した場合において、当該市町村長が、これを返還の期限までに納付しなかったときは、返還の期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金の支払を請求することができる。
- 3 理事長は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、当該市町村長の申請により、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができるものとする。

(不服の申出)

第20条 支援金の交付の決定、交付の決定の取消し、返還の命令その他支援金の交付に関して不服のある当該市町村は、当該不服の申出に係る通知を受けた日から30日以内に、当該処分の内容、通知を受けた年月日及び不服の理由を記載した不服申出書に参考となるべき書類を添えて、理事長に対して不服を申し出ることができる。

- 2 理事長は、前項の規定による不服の申出があったときは、不服を申し出た当該市町村に意見を述べる機会を与えた上で、必要な措置をとり、その旨を不服を申し出た当該市町村に対して通知するものとする。
- 3 前項の措置をとるに当たっては、運営委員会に諮り、その決定を尊重しなければならない。

(その他)

第21条 この要綱に定めのない事項については、支援法、施行令並びに内閣府が発出する命令及び通知の取扱いに準ずることとするほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年3月11日から施行し、令和2年4月1日以降に発生した自然災害により当該被災世帯となった世帯の世帯主に対する支援金の支給（中規模半壊世帯に係

る部分を除く) から適用し、中規模半壊世帯に係る部分は令和2年7月3日以降に発生した自然災害から適用する。

別表第1（第4条関係）基礎支援金

| 住宅の 被害程度 | 全壊・解体・長期避難 | 大規模半壊 | 中規模半壊 |
|-------------|-----------------|------------------|-------|
| 支給額 | 100万円 (75万円) | 50万円 (37.5万円) | — |

※()内は、自然災害発生時においてその属する者の数が1である世帯（単身世帯）の支援金額（複数世帯の3/4）

別表第2（第4条関係）加算支援金

| 住宅の 再建方法 | 建設・購入 | 補修 | 賃借 (公営住宅以外) |
|-------------------------------|------------------|------------------|-------------------|
| (支給額) 全壊、解体、長期 避難、大規模半壊 | 200万円 (150万円) | 100万円 (75万円) | 50万円 (37.5万円) |
| 中規模半壊 | 100万円 (75万円) | 50万円 (37.5万円) | 25万円 (18.75万円) |

※()内は、自然災害発生時においてその属する者の数が1である世帯（単身世帯）の支援金額（複数世帯の3/4）

別表第3（第5条関係）添付書類

| | | | 全壊 | 解体 | | 大規模 半壊 | 中規模 半壊 |
|-------|----------|----------|----|----------|------------|-----------|-----------|
| | | | | 半壊 解体 | 敷地被害 解体 | | |
| 基礎支援金 | ① | 罹災証明書 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | ② | 解体証明書 | | ○ | ○ | | |
| | | 滅失登記簿謄本 | | ○ | ○ | | |
| | | 敷地被害証明書類 | | | ○ | | |
| | ③ | 住民票 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ④ | 位置図・被災写真 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 加算支援金 | ⑤ | 契約書等の写し | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

※1 いずれも写しを添付してください。（市町村長名で原本証明をすること。）

※2 長期避難世帯の申請には、市町村の証明書を添付してください。

別記

(様式第 1 号)

第 号
年 月 日

支援金交付申請書

公益財団法人宮崎県市町村振興協会

理事長 ○○ ○○ 様

○○市町村長

宮崎県・市町村被災者生活再建支援金について、宮崎県・市町村被災者生活再建支援金交付要綱第 5 条第 1 項の規定により、下記の書類を添えて申請します。

記

- 1 災害名
- 2 申請額 金 円
(内訳) 基礎支援金 円
加算支援金 円
- 3 被災世帯数及び被災区分別支援金明細
別紙 1 のとおり
- 4 添付資料
(1) 被災者生活再建支援金支給申請書 (写し)
(2) 申請資格を証明する書類

被災世帯数及び被災区分別支援金明細

〇〇市町村

1 被災世帯数

単位：世帯

| 区 分 | 全 壊 | 解 体 ※1 | 長期避難 | 大規模半壊 ※2 | 中規模半壊 ※2 | 合 計 |
|---------------------|-----|-----------|------|-------------|-------------|-----|
| 複数世帯 (世帯人数が2人以上) | | | | | | |
| 単数世帯 (世帯人数が1人) | | | | | | |
| 合 計 | | | | | | |

※1 半壊（大規模半壊・中規模半壊含む）・敷地被害解体世帯数

※2 解体を除く世帯数

2 被災区分別支援金

単位：件、円

| 区 分 | | 基礎支援金 | | 加算支援金 | | |
|-------------------------|-------|-------|-----|---------|----|-----|
| | | 件数 | 支援金 | 住宅の再建方法 | 件数 | 支援金 |
| 複数世帯 (世帯人数が 2人以上) | 全壊 | | | 建設・購入 | | |
| | 解体 | | | 補修 | | |
| | 長期避難 | | | 賃借 | | |
| | 大規模半壊 | | | 建設・購入 | | |
| | | | | 補修 | | |
| | | | | 賃借 | | |
| | 中規模半壊 | | | 建設・購入 | | |
| | | | | 補修 | | |
| | | | | 賃借 | | |
| 単数世帯 (世帯人数が 1人) | 全壊 | | | 建設・購入 | | |
| | 解体 | | | 補修 | | |
| | 長期避難 | | | 賃借 | | |
| | 大規模半壊 | | | 建設・購入 | | |
| | | | | 補修 | | |
| | | | | 賃借 | | |
| | 中規模半壊 | | | 建設・購入 | | |
| | | | | 補修 | | |
| | | | | 賃借 | | |
| 合 計 | | | | | | |

(様式第2号)

第 号
年 月 日

支援金交付決定通知書

〇〇市町村長 様

公益財団法人宮崎県市町村振興協会
理事長 〇〇 〇〇

年 月 日付け第 号で申請された宮崎県・市町村被災者生活再建支援金については、下記のとおり交付することを決定しましたのでお知らせします。

記

1 交付決定額等

| 区 分 | 交 付 対 象 件 数 | 支 援 金 交 付 額 |
|-------|-------------|-------------|
| 基礎支援金 | 件 | 円 |
| 加算支援金 | 件 | 円 |
| 合 計 | 件 | 円 |

2 支援金の交付条件

宮崎県・市町村被災者生活再建支援金交付要綱の規定に従い、適正な処理を行ってください。

(様式第3号)

第 号
年 月 日

支援金交付却下決定通知書

〇〇市町村長 様

公益財団法人宮崎縣市町村振興協会
理事長 〇〇 〇〇

年 月 日付け第 号で申請された宮崎県・市町村被災者生活再建支援金については、下記の理由により却下することに決定しましたのでお知らせします。

記

(理由)

(様式第4号)

第 号
年 月 日

支援金変更交付申請書

公益財団法人宮崎縣市町村振興協会
理事長 ○○ ○○ 様

○○市町村長

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった宮崎県・市町村被災者生活
再建支援金について、下記のとおり変更交付くださるよう、宮崎県・市町村被災者生活
再建支援金交付要綱第8条の規定により申請します。

記

- | | | | |
|---|-------------------------|---|---|
| 1 | 交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 変更交付申請額 | 金 | 円 |
| | (内訳) 基礎支援金 | | 円 |
| | 加算支援金 | | 円 |
| 3 | 積算内訳 | | |
| | 別紙1、2のとおり | | |
| 4 | 添付資料 | | |
| | (1) 被災者生活再建支援金支給申請書(写し) | | |
| | (2) 申請資格を証明する書類 | | |

被災世帯数及び被災区分別支援金明細 (交付決定)

〇〇市町村

1 被災世帯数

単位：世帯

| 区 分 | 全 壊 | 解 体 ※1 | 長期避難 | 大規模半壊 ※2 | 中規模半壊 ※2 | 合 計 |
|---------------------|-----|-----------|------|-------------|-------------|-----|
| 複数世帯 (世帯人数が2人以上) | | | | | | |
| 単数世帯 (世帯人数が1人) | | | | | | |
| 合 計 | | | | | | |

※1 半壊（大規模半壊・中規模半壊含む）・敷地被害解体世帯数

※2 解体を除く世帯数

2 被災区分別支援金

単位：件、円

| 区 分 | | 基礎支援金 | | 加算支援金 | | | |
|-------------------------|-------|-------|-----|---------|-------|-----|--|
| | | 件数 | 支援金 | 住宅の再建方法 | 件数 | 支援金 | |
| 複数世帯 (世帯人数が 2人以上) | 全壊 | | | 建設・購入 | | | |
| | 解体 | | | 補修 | | | |
| | 長期避難 | | | 賃借 | | | |
| | 大規模半壊 | | | 建設・購入 | | | |
| | | | | 補修 | | | |
| | | | | 賃借 | | | |
| | | 中規模半壊 | / | / | 建設・購入 | | |
| | | | | | 補修 | | |
| | | | | | 賃借 | | |
| 単数世帯 (世帯人数が 1人) | 全壊 | | | 建設・購入 | | | |
| | 解体 | | | 補修 | | | |
| | 長期避難 | | | 賃借 | | | |
| | 大規模半壊 | | | 建設・購入 | | | |
| | | | | 補修 | | | |
| | | | | 賃借 | | | |
| | | 中規模半壊 | / | / | 建設・購入 | | |
| | | | | | 補修 | | |
| | | | | | 賃借 | | |
| 合 計 | | | | | | | |

被災世帯数及び被災区分別支援金明細 (変更交付申請)

〇〇市町村

1 被災世帯数

単位：世帯

| 区 分 | 全 壊 | 解 体 ※1 | 長期避難 | 大規模半壊 ※2 | 中規模半壊 ※2 | 合 計 |
|---------------------|-----|-----------|------|-------------|-------------|-----|
| 複数世帯 (世帯人数が2人以上) | | | | | | |
| 単数世帯 (世帯人数が1人) | | | | | | |
| 合 計 | | | | | | |

※1 半壊 (大規模半壊・中規模半壊含む)・敷地被害解体世帯数

※2 解体を除く世帯数

2 被災区分別支援金

単位：件、円

| 区 分 | | 基礎支援金 | | 加算支援金 | | | |
|-------------------------|-------|-------|-----|---------|-------|-----|--|
| | | 件数 | 支援金 | 住宅の再建方法 | 件数 | 支援金 | |
| 複数世帯 (世帯人数が 2人以上) | 全壊 | | | 建設・購入 | | | |
| | 解体 | | | 補修 | | | |
| | 長期避難 | | | 賃借 | | | |
| | 大規模半壊 | | | 建設・購入 | | | |
| | | | | 補修 | | | |
| | | | | 賃借 | | | |
| | | 中規模半壊 | / | | 建設・購入 | | |
| | | | | | 補修 | | |
| | | | | | 賃借 | | |
| 単数世帯 (世帯人数が 1人) | 全壊 | | | 建設・購入 | | | |
| | 解体 | | | 補修 | | | |
| | 長期避難 | | | 賃借 | | | |
| | 大規模半壊 | | | 建設・購入 | | | |
| | | | | 補修 | | | |
| | | | | 賃借 | | | |
| | | 中規模半壊 | / | | 建設・購入 | | |
| | | | | | 補修 | | |
| | | | | | 賃借 | | |
| 合 計 | | | | | | | |

(様式第5号)

第 号
年 月 日

公益財団法人宮崎県市町村振興協会
理事長 ○○ ○○ 様

所在地
市町村長名

印

支援金請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった宮崎県・市町村被災者生活
再建支援金を宮崎県・市町村被災者生活再建支援金交付要綱第13条の規定により、下記の
とおり概算払くださるよう請求します。

記

1 請求金額 金 円

2 振込先口座

| | | |
|----------------|----|----|
| 金融機関の名称 | 銀行 | 支店 |
| 預金の種類 | | |
| 口座番号 | | |
| (フリガナ) 口座名義 | | |

(様式第6号)

第 号
年 月 日

支援金交付実績報告書

公益財団法人宮崎縣市町村振興協会
理事長 ○○ ○○ 様

○○市町村長

年 月 日付け第 号で交付決定のあった宮崎県・市町村被災者生活再建支援金の実績について、宮崎県・市町村被災者生活再建支援金交付要綱第14条の規定により報告します。

記

1 被災状況

| 全 壊 | 解 体 ※1 | 長期避難 | 大規模半壊 ※2 | 中規模半壊 ※2 | 合計 |
|-----|-----------|------|-------------|-------------|----|
| 世帯 | 世帯 | 世帯 | 世帯 | 世帯 | 世帯 |

※1 半壊（大規模半壊・中規模半壊含む）・敷地被害解体世帯数

※2 解体を除く世帯数

2 支援金の支給実績

| 支援金支給世帯数 | 基礎支援金 | 加算支援金 | 合計 |
|---------------------|-------|-------|----|
| 複数世帯 (世帯人数が2人以上) | 件 | 件 | 件 |
| | 円 | 円 | 円 |
| 単身世帯 (世帯人数が1人) | 件 | 件 | 件 |
| | 円 | 円 | 円 |
| 合計 | 件 | 件 | 件 |
| | 円 | 円 | 円 |

※ 支援金を支給したことの分かる書類を添付してください。

(様式第7号)

第 号
年 月 日

支援金交付確定通知書

〇〇市町村長 様

公益財団法人宮崎縣市町村振興協会
理事長 〇〇 〇〇

年 月 日付け 第 号で交付決定した宮崎県・市町村被災者生活
再建支援金については、宮崎県・市町村被災者生活再建支援金交付要綱第15条の規定に
よりその額を次のとおり確定したので、同条の規定により通知します。

- | | | | |
|---|-------|---|---|
| 1 | 交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 交付確定額 | 金 | 円 |

(様式第8号)

第 号
年 月 日

支援金交付決定取消通知書

〇〇市町村長 様

公益財団法人宮崎縣市町村振興協会
理事長 〇〇 〇〇

年 月 日付け第 号で交付決定しました〇〇災害に係る宮崎県・市町村被災者生活再建支援金の交付については、下記の理由により交付決定の(全部・一部)を取り消します。

記

(理由)

(様式第9号)

第 号
年 月 日

支援金返還請求書

〇〇市町村長 様

公益財団法人宮崎縣市町村振興協会
理事長 〇〇 〇〇

年 月 日付け第 号で交付決定しました宮崎県・市町村被災者生活再建支援金については、下記により返還してください。

記

- 1 返還の理由
- 2 返還額
- 3 返還の期限
- 4 返還の方法
- 5 加算金及び延滞金
 - (1) 支援金を受領した日から納付の日までの日数に応じて、当該支援金に年 10.95%の割合で計算した加算金を納付してください。
 - (2) 返還期限までに返還金の納付がない場合は、当該返還期限の翌日から納付の日までの日数に応じて、未納付額に年 10.95%の割合で計算した延滞金を納付してください。